

平成27年度に取り組む主な事業

第1章 地球温暖化の防止

燃料電池自動車（FCV）普及促進

国の新エネルギー基本計画には、燃料電池など「水素社会」に向けた取組の強化が盛り込まれ、平成26年6月に水素社会の実現に向けた具体的な方向性を示した「水素・燃料電池戦略ロードマップ」を公表しました。

平成26年12月には世界初の水素を燃料とした燃料電池自動車（FCV）の市場販売が始まり、東京等の4大都市圏を中心に水素ステーションの先行整備が進められています。

国内のエネルギー使用量の約2割を運輸部門が占め、そのほぼ全てを石油製品に頼っている状況です。

燃料電池自動車は、走行中により排出するのは水のみであるなど、従来のガソリン車等と比べるとCO₂排出削減が期待でき、再生可能エネルギーにより生成した水素を用いた場合、将来的な削減ポテンシャルは大きいと考えられます。

そのため、燃料電池自動車の普及を図るため、行政、水素エネルギー関係事業者、自動車メーカー、関係団体等からなる協議会を設置し、普及に向けた課題について協議、検討、共通理解を深めるとともに、セミナーを開催するなど機運醸成を図ります。

「ぐんまクールシェア2015」の実施

近年、家庭部門からの温室効果ガスの排出量は増加傾向にあり、また、東日本大震災後の電力供給の逼迫により、電力消費量削減へ取組、特に夏場の使用最大電力（ピーク電力）の削減が求められています。

夏の暑い日は、家庭の消費電力の半分以上を「エアコン」が占めていることから、「エアコン」の使用台数を減らして、家族が一つの部屋に集まったり、公共施設（図書館、美術館、集会施設等）や商業施設（ショッピングセンター、デパート、飲食店等）、自然の多い場所に行ったりするなど、涼しい場所で皆で過ごすことを「クールシェア」と言います。

県では、家庭における省エネ対策として、「ぐんまクールシェア2015」（期間：平成27年7月20日～8月31日）を実施します。



再生可能エネルギー等導入推進基金

県では、平成25年度に国の補助金を受けて造成した「群馬県再生可能エネルギー等導入推進基金」を活用して、避難所や防災拠点となりうる公共施設に再生可能エネルギー発電設備及び蓄電池を導入し、地震や台風等による大規模な災害に備えるとともに、二酸化炭素の排出削減に取り組んでいます。

平成27年度の執行計画（平成26年度事業開始箇所含む）については、表1-3-1のとおりです。

表1-3-1 平成27年度執行計画

事業費等内訳	箇所数	平成27年度事業費 (単位：千円)
再生可能エネルギー等導入推進基金事業		
1 地域資源活用詳細調査事業	—	400
2 公共施設再生可能エネルギー等導入推進事業		
① 県有施設	19	365,691
② 市町村有施設	26	889,522
合計	45	1,255,613

第2章 生物多様性の保全

群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例の推進

「群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例」は、捕獲、採取、殺傷又は損傷を原則禁止にする「特定県内希少野生動植物種」を指定し保護を強力に進めることが、大きな柱となっています。

そこで、8月に当該条例第10条第1項に基づく「特定県内希少野生動植物種」として次の野生動植物11種（動物3種、植物8種）を初めて指定しました。なお、指定はこれで終わりではなく、今後の知見の集積や状況の変化等を踏まえ、追加や解除を検討して参ります。

動物	①オオモノサシトンボ	②ゲンゴロウ	③オオタニシ	
植物	①タチスミレ	②アイズヒメアザミ	③ナツエビネ	④ムカデラン
	⑤ムカゴソウ	⑥ノヤマトンボ	⑦ニョホウチドリ	⑧コウシンソウ

また、これら特定県内希少野生動植物種を含め、希少な野生動植物を違法捕獲等から守るため、監視指導体制を整備します。

具体的には、県内に配置している54名の自然保護指導員に当該条例に基づく県内希少野生動植物種保護監視員を併任していただき、監視活動を展開するものです。



ゲンゴロウ：県立ぐんま昆虫の森提供



タチスミレ：県立自然史博物館提供

貴重植物群落保全施設整備

日光白根山 弥陀ヶ池周辺は、地域の名前を冠した日本固有の高原植物である「シラネアオイ」の群生地でした。しかし、近年爆発的に増加するシカの食害により絶滅の危機に瀕しています。

そこで県では、平成7年度に電気柵を設置して食害からの保護を図るとともに、シラネアオイの保全活動により平成26年に環境大臣表彰を受賞した「シラネアオイを守る会」や「尾瀬高等学校」などと一緒になって、植生復元に努めてきました。

今回、既存設備の老朽化等によりシカの侵入防止効果が低下しているため、設備を更新して機能を向上させ、シラネアオイをはじめとした貴重な高山植物の保護に努めます。



【シラネアオイ保全活動 (H26年7月)】



【日光白根山のシラネアオイ】

ぐんま緑の県民基金事業

「ぐんま緑の県民税」を財源として、奥山などの生産条件が不利な森林を整備する「水源地域等の森林整備」、荒廃した里山・竹林、平地林の整備など地域の実情に合った、取り組みを行う「市町村提案型事業」を継続して実施していきます。

特に、市町村提案型事業では、新たに生じた地域の課題に対応するため、平成27年度からは、竹林の全伐に対する支援や学校等が実施する森林環境教育について内容を拡充し取り組みます。(表1-3-2)



荒廃した竹林 (全伐実施前)



整備された竹林 (全伐実施後)

表1-3-2 平成27年度ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 補助一覧

市町村提案型事業 [地域における主体的、かつ継続的な森林整備を推進するため、「住民参加」を第一と考えた制度設計] 【平成27年度】

事業名	事業内容				
	補助対象	補助率等	要件		
荒廃した里山・平地林の整備	地域活動推進 (間接補助)	【間接補助事業者】 自治会、NPO・ボランティア団体等 (住民等が自ら行う事業が対象)	整備 ・刈払い、伐倒 (伐竹)、玉切り、集積、積込み、運搬、その他の事務費 (打合せ)	〈里山・平地林〉 上限280千円/ha 〈竹林〉 上限700千円/ha	・市町村と土地権利者、事業実施者の3者により事業実施、維持管理及び転用等の権利制限 (10年間) に関する協定を締結 ・整備事業、困難地整備支援事業は、同一地で1回 ・管理に対する助成は、本県民税事業実施期間内かつ最長5年 ・国庫補助事業等、既存事業との併用は不可
		苗木購入 管理 (最長5年)	・高木性苗木・植栽は本事業の整備箇所を対象 ・刈払い、集積、積込み、運搬、その他の事務費 (打合せ)	上限300千円/ha 上限80千円/ha	
市町村による地域支援	困難地整備支援	・刈払い、伐倒 (伐竹)、玉切り、集積、積込み、運搬等 (現場管理費、一般管理費を含む)	〈里山・平地林〉 上限 500千円/ha (抜伐) 上限1,500千円/ha (全伐) 〈竹林〉 上限2,700千円/ha (抜伐) 上限5,900千円/ha (全伐) (特殊伐採) 補助率1/2以内ただし上限2,000千円	【補助率3/4以内】 〈刈払機〉 上限50千円/台 〈粉碎機〉 上限2,800千円/台	・全伐の場合、植栽を行うこと (竹林の場合は、伐採の翌年から起算して3年以内)
	刈払機、粉碎機の購入	・市町村が保守管理し、貸与規定を整備して本事業に取り組み間接補助事業者等に貸与する場合は対象			
貴重な自然環境の保護・保全	活動支援	市町村あるいは市町村と住民団体 (NPO・ボランティア団体等) が行う、県動植物レッドリストで野生絶滅及び絶滅危惧種Ⅰ、Ⅱ類に指定されている種 (650種) が生息している地域の保護・保全活動 【事業内容例】 ・生息環境保護、保全のための活動 (刈り払い、歩道補修、パトロール等) ・地域住民等への啓発活動 (自然観察会の開催、シンポジウムの開催、生息地調査等) など	上限500千円/事業 ・継続実施する場合、2年目以降は上限250千円/事業	・市町村とNPO・ボランティア団体等の連携事業の場合は、土地権利者を含めた3者協定を締結 ・事業期間は県民税の事業期間 (5年) 以内 ・国庫補助事業等、既存事業との併用は不可	
	付帯施設の整備	上記活動に必要なと認められる施設整備 【事業内容例】 歩道・木道、木柵等の整備、案内看板の設置など	補助率1/2以内 (上限2,000千円)		
森林環境教育	森林環境教育	児童生徒や県民を対象に実施する森林環境教育及び森林体験活動 【事業内容例】 ・自然観察会、植樹・森林整備体験、木工・クラフト体験、森林体験バスツアー ・活動に必要な資材購入 (ヘルメット、観察用具、教材等) など	〈基礎枠〉 上限2,000千円 ・学校、教育関係団体及びNPO法人に間接補助する場合は1団体当たり年間30万円以内 (加算措置)	・国庫補助事業等、既存事業との併用は不可 ・事業期間は県民税の事業期間 (5年) 以内 ・森林環境教育を実施する場合には、専門の講師による	
	普及啓発	森林の機能や重要性について普及啓発を図る事業 【事業内容例】 研修会・シンポジウム等の開催、普及啓発資材作成 (パンフレット・冊子等)、各種情報発信など	学校が森林環境教育を実施する場合に、1校当たり150千円を上限として加算 (ただし、基礎枠を超えた場合)		
森林の公有林化	水源地域森林の公有林化	以下の要件を満たす森林を公有林化する市町村を支援 ①森林内に地域の重要な水源が存在すること。 ②公的管理することで、水源かん養機能の持続的な発揮が期待できること。 ③市町村森林整備計画の「水源涵養機能維持増進森林」に区分されているか又は区分されることが確実に見込まれること。	補助率1/2以内 (上限10,000千円/1市町村当たり)	・県と森林管理及び転用禁止を定めた20年間の協定を締結	
	平地林の公有林化	以下の要件を満たす平地林を公有林化、あるいは造成しようとする市町村を支援 ①快適環境形成機能や保健休養機能が特に求められる森林で公的管理が必要であること。 ②市町村森林整備計画の「快適環境形成機能維持増進森林」又は「保健文化機能維持増進森林」に区分されているか又は区分されることが確実に見込まれること。 ③森林造成のための用地取得の場合は面積が0.3haを超え、市街化区域でないこと。			
独自提案事業	ぐんま緑の県民税の趣旨・目標に照らし、適切な事業内容であると認められ、かつ第三者機関である「ぐんま緑の県民税評価検証委員会」の承認を得た事業	補助率1/2以内	・管理運営的経費、既存施設の維持修繕費に充てないこと ・国庫補助事業等、既存事業との併用は不可		

第3章 生活環境の保全と創造

PM2.5の成分分析調査

効果的なPM2.5の発生抑制対策を講じるにはPM2.5がどこから、どのくらい排出されているか、また、大気中で二次的に生成されるものもあるのでその割合はどうか、さらに、大気中でPM2.5がどのように移動するかなどの把握が重要ですが、まだ十分に解明されていません。

これらの研究のためには、質量濃度の常時監視のほか、成分を明らかにすることが必要です。そこで、平成25年度に成分分析のための機器を整備し、前橋と沼田で、PM2.5を採取し、成分分析を実施しました。同様に平成26年度は、前橋と富岡で実施しました。そして、平成27年度は、前橋と館林で実施します。

この調査は、毎年度2地点ずつ実施し、前橋は、経年変化をみるために毎年実施することとし、もう1か所は、毎年度違った地点で実施していく予定です。

また、この他、(独)国立環境研究所や、近隣の都県市とも連携し調査研究を進めているところです。

県では、調査研究を重ね、PM2.5の一次生成・二次生成の割合、自動車やバイオマス燃焼等によるものの割合、国外から移流してくるものの割合などを明らかにしていきたいと考えています。



PM2.5サンプラー

第4章 持続可能な循環型社会づくり

第二次循環型社会づくり推進計画の策定

平成23年度に策定された「群馬県循環型社会づくり推進計画」は、平成27年度が計画期間の最終年を迎えます。本県の、1人1日当たりのごみ排出量及びリサイクル率は、ともに他の都道府県と比較すると依然として低位となっています。

平成27年度は現在における計画目標の達成状況を振り返り、新たに策定する「第二次群馬県循環型社会づくり推進計画」において、県がこれから目指していく循環型社会の姿、その実現に向けた県の施策や、市町村、県民、事業者等の各主体の役割、取組等を示します。

策定にあたっては、「群馬県環境審議会」並びに有識者、市民団体及び事業者等から構成される「群馬県循環型社会づくり推進県民会議」による審議及び検討を行うとともに、パブリックコメントの実施により広く県民のみなさんにご意見を伺います。

第5章 全ての主体が参加する環境保全の取り組み

森林ボランティア支援

平成26年10月に開設した「森林ボランティア支援センター」では、専用ホームページによる情報発信や安全技術指導、新規参入を促す「ボランティア体験会」の開催等により森林ボランティア活動を支援します。

また、「企業参加の森林づくり」や「森との交歓事業」を通じて、企業・団体による森林ボランティア活動への参入を促進します。